

予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 予防接種法施行令の一部改正

一 定期の予防接種を行うB類疾病として新型コロナウイルス感染症を定めるとともに、その対象者を六十五歳以上の者及び六十歳以上六十五歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものとする
こと。(第二条及び第三条関係)

二 Hib感染症に係る定期の予防接種の対象者を、生後二月から、生後九月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月に至るまでの間にある者とする。 (第三条

関係)

三 予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこと。(第十一条から第十三条まで、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十四条及び第二十六条関係)

第二 施行期日等

一 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。(附則第一条関係)

二 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。

(附則第二条及び第三条関係)